

# 6. 都市計画

【みんなでつくる すみよいまち】

担当:都市計画課

## 1. 都市計画

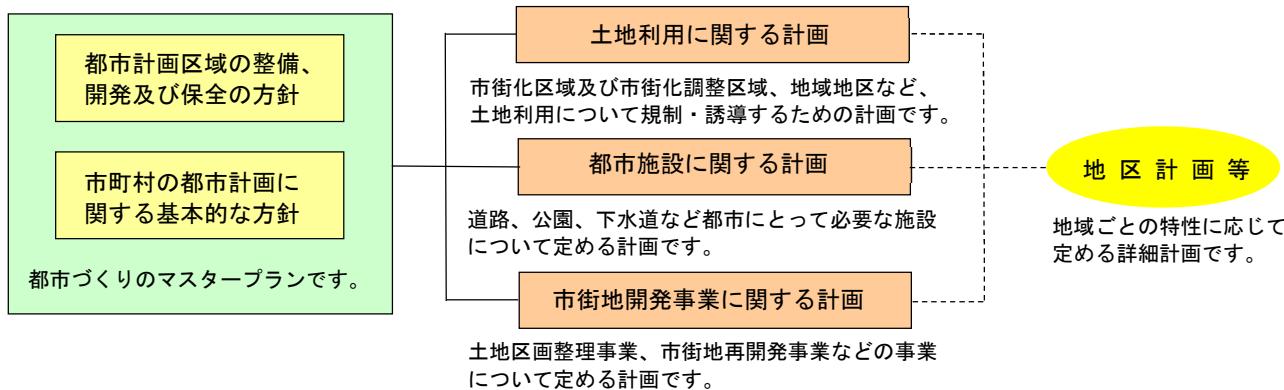
土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を進めています。

魅力あるまちづくりを進めるため、市町村や県が住民のみなさんの意見を聴いた上で定めています。

### ■都市計画の基本方針

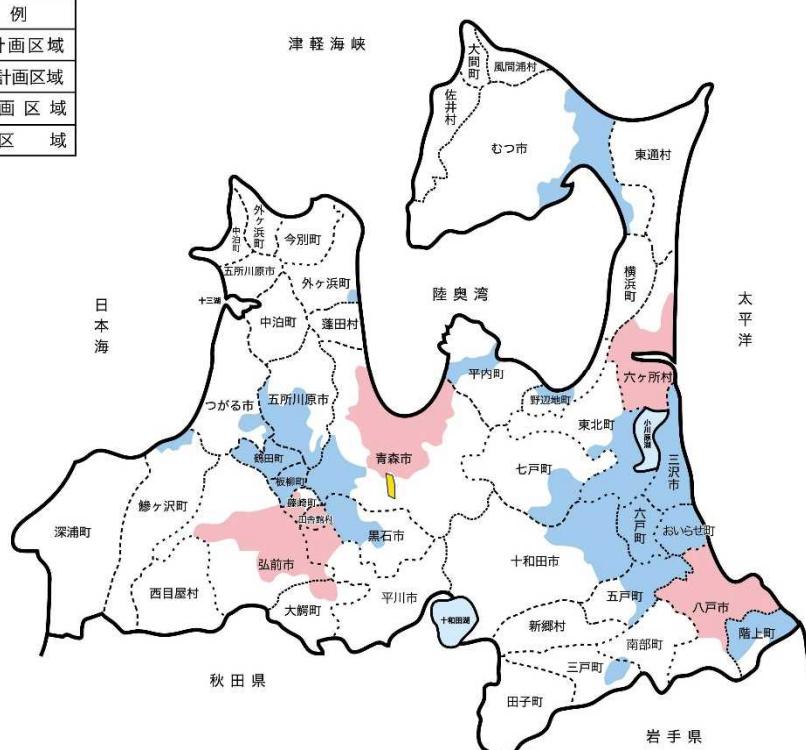
魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを具体的に構想し、それを実現するため土地利用の規制・誘導、都市施設の整備などを計画的に行うことが重要です。このため、都市計画のマスタープラン（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）が大きな役割を担います。

### ◆都市計画の体系

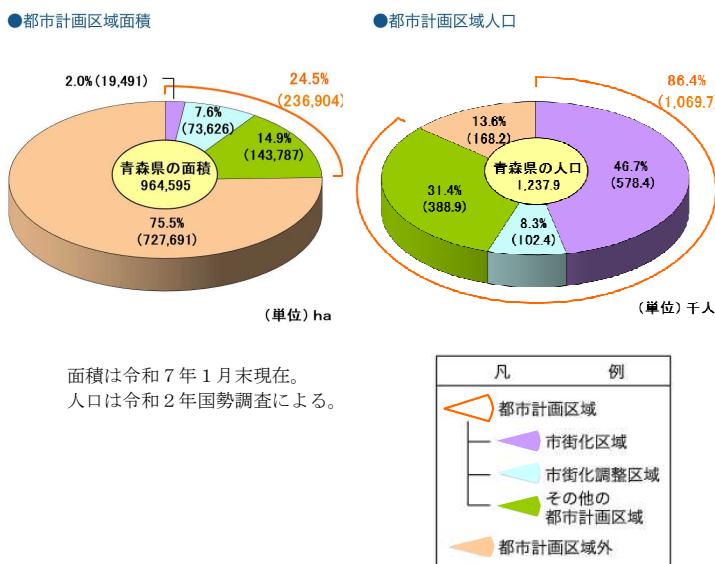


### ◆都市計画区域図

凡 例	
■	線引き都市計画区域
■	非線引き都市計画区域
■	準都市計画区域
-----	行政区



## ◆都市計画区域の面積と人口



## 2. 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般に「線引き」と呼ばれている制度で、都市計画区域を、既成市街地の区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化すべき区域である「市街化区域」と当面市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分するものです。これは、無秩序な市街地の拡大を防止して計画的な市街地の形成を図るもので、市街化調整区域では例外的なものを除いて宅地開発や建築が厳しく制限されます。この区域区分を定めた都市計画区域を「線引き都市計画区域」、定めていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」といいます。

## ◆線引き都市計画区域・非線引き都市計画区域の決定状況

線引き 都市計画区域	青森（青森市）、弘前広域（弘前市、藤崎町、大鰐町、平川市、田舎館村）、八戸（八戸市）、六ヶ所（六ヶ所村）
非線引き 都市計画区域	浪岡（青森市）、黒石（黒石市）、五所川原（五所川原市）、十和田（十和田市）、三沢（三沢市）、むつ（むつ市）、つがる（つがる市）、平内（平内町）、蟹田（外ヶ浜町）、鰯ヶ沢（鰯ヶ沢町）、板柳（板柳町）、鶴田（鶴田町）、野辺地（野辺地町）、七戸（七戸町）、六戸（六戸町）、東北（東北町）、おいらせ（おいらせ町）、三戸（三戸町、南部町）、五戸（五戸町）、階上（階上町）

## 3. 地域地区

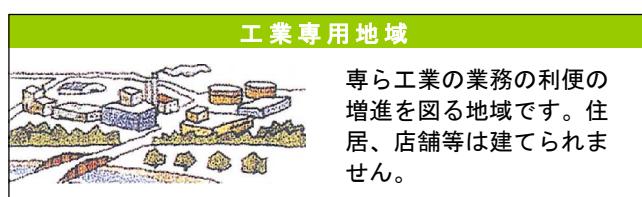
市街地及び市街化が見込まれる区域において、活発な都市活動や良好な都市環境を維持するため、建築物の用途や構造の制限、あるいは開発行為の制限などを行う地域や地区を定めるものです。

最もよく知られているのが用途地域で13種類ありますが、このほかにも風致地区、防火・準防火地域、臨港地

区など多くの種類があります。

これらを決定した後は、建築確認などの手続をとおして規制・誘導を行い、計画の実現を図ります。

## ◆主な用途地域 (13種類から抜粋)



## 4. 都市施設

都市施設とは、交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場等）や公共空地（公園、緑地等）、供給処理施設（水道、下水道等）などの都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設です。このような施設のうち必要なものを都市計画で定めています。

## 5. 都市計画事業

### ■街路事業

都市基盤施設で最も基本となり、街づくりや都市生活の骨格となる街路の整備を行います。

**街路**…都市計画法に基づき都市計画施設として定められた道路（都市計画道路）のうち、都市計画事業として整備される道路

#### ◆整備状況

(km)

全国 (R5.3)	計画	71,209	(改良率 67.7%)
	改良済	48,236	
青森県 (R5.3)	計画	1,178	(改良率 57.6%)
	改良済	678	

資料：都市計画年報



都市計画道路 3・5・1 号 沼館三日町線(八戸市)

### ■まちなかウォーカブル推進事業

車を中心から人を中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲において、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業です。本県では現在、3 市 5 地区において、事業が進められています。



むつ市 田名部まちなか地区

R6 年度撮影

### ■土地区画整理事業

計画的に住みやすい街をつくるために、建物が建つ敷地とこれを支える道路や公園などの公共施設を一体的に整備します。

本県では現在地方公共団体施行により 1 地区で事業が進められています。

#### ◆土地区画整理事業実績

(ha)

	区画整理着工市街地	その他市街地
全国 (R5.3)	398,669.6 (21.3%)	1,476,735.2 (78.7%)
青森県 (R5.3)	4,249.1 (14.7%)	24,741.4 (85.3%)

※市街地は、都市計画法上の市街化区域及び用途地域

資料：都市計画年報

#### ◆青森県着工実績

R4	4152.4(77地区)	96.7 (1地区)
R5	4152.4(77地区)	96.7 (1地区)
R6	4152.4(77地区)	96.7 (1地区)

施行済 施行中 (ha)

#### 八戸駅西土地区画整理事業 (八戸市)



### ■都市構造再編集中支援事業

市町村が、その自主性・裁量を十分に発揮し、地域の状況に応じたまちづくりを実施することができる市町村主体の事業です。本県では現在、5 市町村 5 地区において、事業が進められています。



青森市 青森駅ビル内自由通路

R6 年度撮影

# 7. 都市公園

【 豊かなみどりでつづる青い森計画 】

担当:都市計画課

## 1. 都市公園の役割

都市公園は、健康で文化的な都市環境を形成するうえで不可欠かつ重要な都市内の空間であり、都市での生活に対して潤いや憩いを提供するほか、周辺環境への負荷の軽減や、暮らしの中における安全・安心の確保、少子・高齢化への対応など、多様かつ総合的な調整機能を担っています。

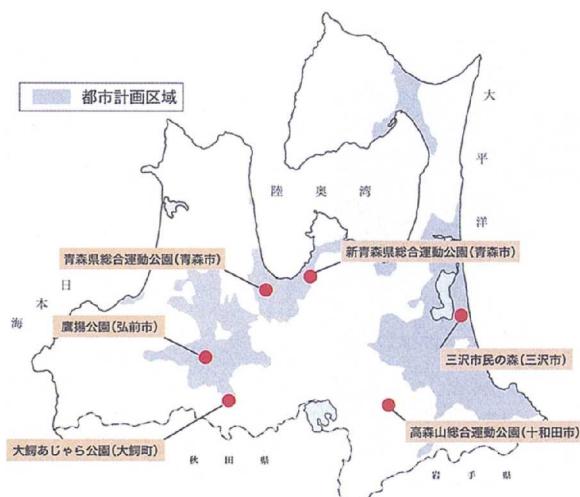
また、災害時には、避難地や避難路及び火災の延焼を遮断する空間としての機能を発揮するほか、被災者の救援活動の拠点となるなど、重要な施設として活用されます。

## 2. 都市公園の種類

都市公園にはいろいろな種類がありますが、概ね以下のように分類されます。

住区基幹公園	半径 1 km 程度の徒歩圏内に住む人々が利用する概ね 10ha 未満の比較的小規模で身近な公園です。 ・青い森公園、館鼻公園、水源地公園など
都市基幹公園	市町村全域の住民が、休養、鑑賞、散歩、遊戯、運動などに利用する概ね 10ha～75ha の中規模な公園です。 ・鷹揚公園、こどもの国、いちょう公園など
大規模公園	複数の市町村に住む広範囲の住民が利用する概ね 50ha 以上の大規模な公園です。 ・青森県総合運動公園 ・新青森県総合運動公園 ・大鰐あじやら公園
その他	緩衝緑地、緑道、広場、動植物園、風致公園等それぞれの目的に応じて設置される公園です。 ・猿賀公園、中央アップルモール、駅前公園、三本木靈園など

### ◆青森県の主な都市公園◆



## 3. 整備方針

都市部における快適な緑環境を確保するとともに、子どもや高齢者、障害者など、公園を利用する全ての人々が共に楽しみ、憩い、安らぐ空間を提供するため、日常生活に密着した比較的小規模な公園や、レクリエーション活動、自然散策、運動などを行う中規模な公園、及び、歴史や文化の情報発信、全国レベルや国際規模の競技大会に必要不可欠な、地域の特色を活かした大規模な公園等の整備を行います。

### 大規模公園【県営】



●新青森県総合運動公園（全景：青森市）



●新青森県総合運動公園（総合体育館屋内 50mプール：青森市）

## 4. 県営都市公園の概要

公園名	公園種別	都市計画決定面積	開園面積	備考
青い森公園	近隣	1.8ha	1.8ha	S60年6月一部開園 H6年12月開園
青森県総合運動公園	広域	74.8ha	66.0ha	未供用区域 (8.8 ha)
	遺跡区域		(33.3ha)	H7年10月 開園、H14年 11月縄文時遊 館開館
	芸術区域		(12.6ha)	H18年7月開 園、青森県立 美術館開館
	運動施設区域		(20.1ha)	S53年2月 開園
新青森県総合運動公園	広域	86.0ha	81.2ha	H15年1月 27.9ha 開園 (青い森アーラ等) H21年4月 31.5ha 追加 開園(多目的広場等) H24年4月 3.2ha 追加 開園(球技場) R元年9月 18.4ha 追加開 園(陸上競技場)
計3箇所		162.6ha	149.0ha	

都市基幹公園



●鷹揚公園(弘前市)

その他(緑道)



●中央アップルモール(板柳町)

大規模公園【県営】



●青森県総合運動公園 (遺跡区域: 青森市)

住区基幹公園【県営】



●青い森公園(青森市)

住区基幹公園



●館鼻公園(八戸市)

その他(広場)



●新青森駅前公園(青森市)

# 8. 下水道

【すてき 快適 青い森の下水道】

担当:都市計画課

下水道は、家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化して川や海に放流することにより、公共用水域の水質保全を図ります。

また、トイレの水洗化により、清潔で快適な生活環境を確保します。

さらに、雨水を速やかに川に排除することにより、街を浸水の被害から守る役割も担っています。

このように、下水道は、私たちの日常生活に不可欠な都市基盤施設です。



●消化ガス発電施設(青森市八重田浄化センター)

## 1. 青森県の下水道事業実施状況

青森県の下水道は、昭和 27 年に青森市が事業に着手して以来、令和 5 年度までに県内 40 市町村のうち 32 市町村が事業を実施しています。

県事業としては、広域的かつ効率的に整備を進めるため、昭和 54 年度に岩木川流域下水道事業、昭和 56 年度に馬淵川流域下水道事業に着手し、それぞれ昭和 62 年度及び平成 3 年度に供用を開始しています。

また、日本の代表的な景勝地である十和田湖の水質を保全するため、昭和 55 年度に秋田県と共同で十和田湖特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成 3 年度に供用開始しています。



●下水道の日施設見学(青森県岩木川浄化センター)



●汚泥焼却設備(青森県岩木川浄化センター)

## ◆青森県と全国の下水道普及率の推移

年 度	S55	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国 (%)	30.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77.0	79.3	79.3	80.1	80.6	81.0	81.4
青 森 県 (%)	9.6	20.5	27.4	36.2	45.7	52.2	57.0	60.5	61.0	61.7	62.3	62.9	63.6
うち市部 (%)	—	32.6	40.3	49.9	57.5	60.3	64.4	67.7	68.0	68.6	69.2	69.9	70.6
うち町村部 (%)	—	0.7	5.0	11.5	23.7	26.4	32.2	36.0	37.2	37.8	38.2	38.5	39.0

## ■青森県の下水道普及率

事業を実施した 32 市町村全てが供用開始しており、本県の下水道普及率は 63.6% となっています。

しかし、市部の普及率 70.6% に対して、町村部は 39.0% と低いため、町村部での普及促進をめざしています。

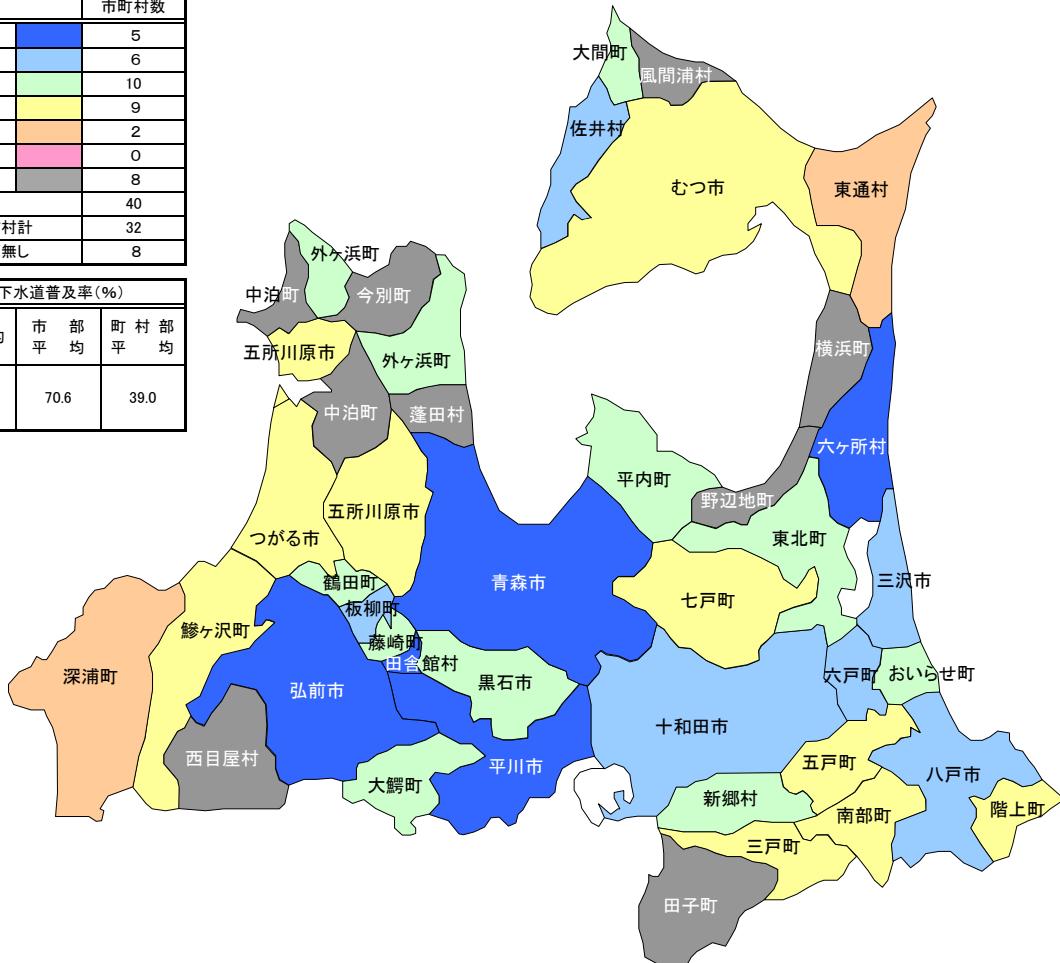
## ■整備方針

- 快適で質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため整備を促進します。
- 普及率の低い町村部における事業を重点的に推進し、県内における地域格差の解消に努めます。
- 下水道施設の改築・更新にあたり、ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。
- 増加する下水汚泥の減量化・資源化を促進します。

#### ◆青森県の下水道普及率（令和5年度末）

凡　例	市町村数
80% ~ 100%	5
60% ~ 80%	6
40% ~ 60%	10
20% ~ 40%	9
0% ~ 20%	2
着手未供用	0
下水道以外で計画	8
市町村計	40
うち着手済市町村計	32
うち下水道計画無し	8

令和5年度末下水道普及率(%)			
全国平均	県 平 均	市 部 平 均	町 村 部 平 均
81.4	63.6	70.6	39.0



## 2. 令和7年度主要事業

■ 岩木川流域下水道事業

岩木川流域下水道では、関連する全8市町村で供用を開始しており、汚泥有効利用（肥料化）施設の整備工事や耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

■馬淵川流域下水道事業

馬淵川流域下水道では、関連する全4市町で供用を開始しており、耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

## ■十和田湖特定環境保全公共下水道事業

十和田湖特定環境保全公共下水道では、耐用年数を経過し、老朽化した設備のストックマネジメント計画の見直しを行います。

### ■都道府県代行制度

これまでに9市町村（11処理区）が都道府県代行制度を活用しており、平成19年度で全市町村《9市町村11処理区：五所川原市（旧市浦村）、十和田市（旧十和田湖町）、むつ市（旧川内町、旧脇野沢村）、つがる市（旧車力村）、平川市（旧碇ヶ関村）、外ヶ浜町（旧平館村、旧三厩村）、佐井村、深浦町（旧岩崎村）、新郷村》において供用開始し、代行業事を完了しております。

## ■町村下水道事業緊急対策費補助

下水道普及率の低い町村部の整備促進を図る必要があることから、単独で下水道を整備している財政力の脆弱な町村に対して県が補助金を交付するものです。

令和7年度補助予定箇所：8町村

# 9. 景観

【美しい景観づくり】

景観行政

担当：都市計画課

## 1. 良好な景観の形成のための仕組み

青森県では、平成8年4月1日に景観条例を施行し、この条例に基づき各種景観施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的とし、届出制度による緩やかな規制誘導、景観の日、援助啓発等ソフト事業についても規定しています。

県では、平成17年6月の景観法の全面施行を受けて「青森県景観計画」を策定するとともに、条例を一部改正し、平成18年4月1日から施行しました。

これにより、青森県では、景観法と景観条例の一体的な運用により景観施策を進めています。

「青森県景観条例」···H8.4月施行

届出制度  
景観の日  
援助・啓発など

○景観法施行  
○景観計画策定  
○景観条例一部改正

「景観法+青森県景観条例」···H18.4月施行

届出制度、変更命令、景観整備機構、景観協議会、罰則、景観の日、援助・啓発など

## 2. 良好な景観の形成のための施策

### (1) 行為の制限

#### △大規模行為届出制度

一定規模を超える行為について、事前の届出を義務付け、基準との適合について審査を行っています。基準に適合しない行為には、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができます。

#### △各種ガイドプラン

良好な景観の形成のための各種基準やその解説を冊子にとりまとめ、ガイドプランとして活用しています。

##### ①大規模行為景観形成基準ガイドプラン

大規模行為に係る景観形成の基準及びそれを具体的に解説した冊子です。

##### ②公共事業景観形成基準ガイドプラン

公共事業に係る景観形成基準及びその解説です。

##### ③景観色彩ガイドプラン

大規模行為や公共事業等における、望ましい色彩の考え方や用い方をまとめた冊子です。



### (2) 普及啓発事業

#### ①「景観の日（6月1日）」を始めとする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るために、「景観フォーラム」を開催し、ふるさとあおもり景観賞の表彰や景観学習教室での成果を展示しています。



#### ②「ふるさとあおもり景観賞」

県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ景観や屋外広告物、まちづくり活動等を表彰しています。



#### ③景観学習

景観の専門家を講師として小学校へ派遣する「景観学習教室」を開催しています。



#### ④景観色彩研修

県・市町村職員、建築士、屋外広告物業者等を対象として、景観の重要な要素である色彩に関する研修会を開催しています。

### (3) 援助その他の施策

#### ①景観アドバイザーの派遣（技術的支援）

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家を助言者として派遣しています。

#### ②青森県景観計画策定ガイドラインの策定（市町村支援）

県内の市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定する際に参考となる手引き書を作成しています。

## 1. 屋外広告物規制の意義

屋外広告物は、街のにぎわいを演出したり、社会生活に必要な情報を提供してくれますが、無制限に表示されると自然や街のもつ美しさを損なうことになります。また、適正な管理が行われないと倒壊や落下などによる思わぬ事故が発生することもあります。

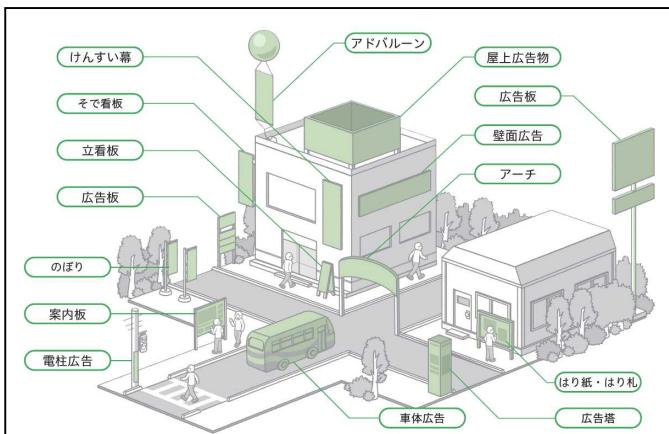
そこで、県では、「屋外広告物法」に基づく「青森県屋外広告物条例」により、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止などのため必要な規制を行っています。

なお、青森市、弘前市及び八戸市については、景観行政団体として独自の条例を制定し、地域の実情に即した規制を行っています。

## 2. 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物」をいいます。

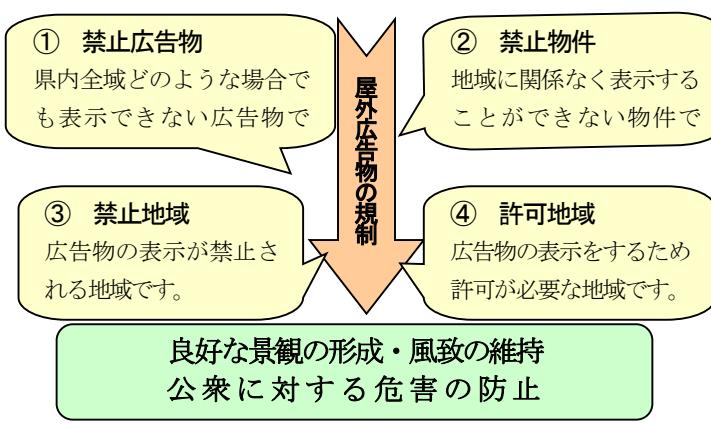
### 【街中の屋外広告物の一例】



## 3. 屋外広告物規制の概要

### (1) 屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は、大きく分けて次のような4つの柱に基づいて行っています。



## (2) 屋外広告物規制の内容

### ① 禁止広告物

安全確保の観点から、著しく破損し老朽化したものや倒壊又は落下のおそれがある広告物については県内全域で表示等が禁止されています。

### ② 禁止物件

良好な景観の形成や安全上の問題から、次のような広告物については、表示等を禁止しています。

(主な例：橋りょう、トンネル、分離帯、街路樹、信号機、道路標識、送電塔、ガスタンク等)

### ③ 禁止地域

自然公園や住宅地、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、広告物の表示等を原則として禁止しています。

### ④ 許可地域

都市計画区域、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、許可を受けなければ広告物を表示できません。

## 4. 適用除外の屋外広告物

公共目的のものや社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物等については、屋外広告物に関する規制のうち一定の事項の適用を除外しています。

### 【適用除外の例】

- (1) 法令の規定により設置する広告物
- (2) 公職選挙法の選挙運動のための広告物
- (3) 管理用広告物（管理上必要な一定のもの）
- (4) 一時的な広告物（冠婚葬祭、集会等に一時的に表示するもの）
- (5) 移動する広告物（車両、船舶、航空機等に表示するもの）

## 5. 屋外広告物行政の執行体制

### (1) 市町村の事務

県では、屋外広告物規制に関する事務権限を市町村に移譲しており、屋外広告物の表示等の許可を始めとした屋外広告物規制の実務は、各市町村が行っています。

### (2) 県の事務

県は、屋外広告業の登録等屋外広告業に関する事務を行っています。  
また、市町村担当者会議の開催を通じて実務を行っている市町村を支援しています。

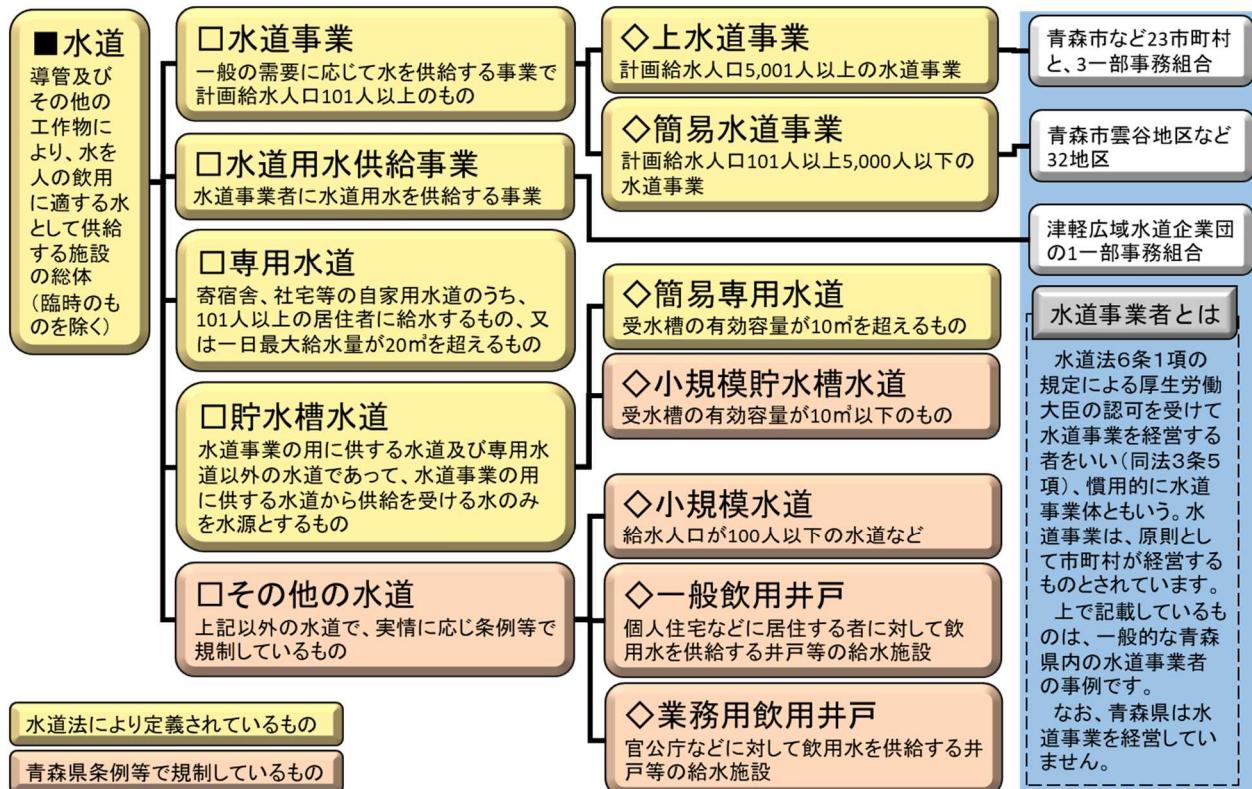


【市町村担当者会議】

# 10. 水道

担当: 都市計画課

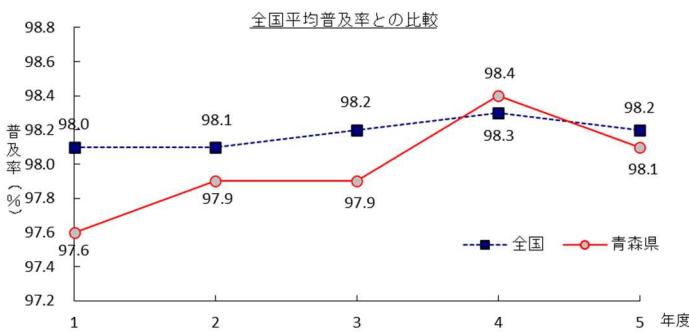
## 1. 水道の定義・分類



## 2. 青森県の普及整備の現状

### ■青森県の水道普及率

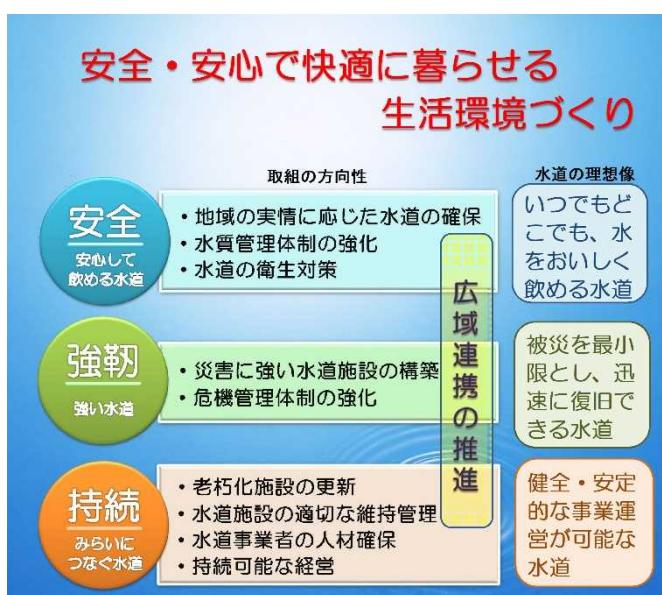
清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めています。令和6年3月末における給水人口は、1,147,019人で普及率は98.1%となっており、全国平均98.2%より0.1%低いです。



青森県の総人口と給水人口 (人)					
年度	1	2	3	4	5
総人口	1,232,644	1,217,638	1,207,420	1,189,627	1,169,179
給水人口	1,203,514	1,191,820	1,181,908	1,170,963	1,147,019

### ■水道整備の基本方針

青森県水道ビジョン(令和2年3月策定)に掲げる  
以下の基本理念と施策体系に基づき、広域的、計画的  
的な水道の整備の推進に努めています。



## ■上水道・簡易水道の整備

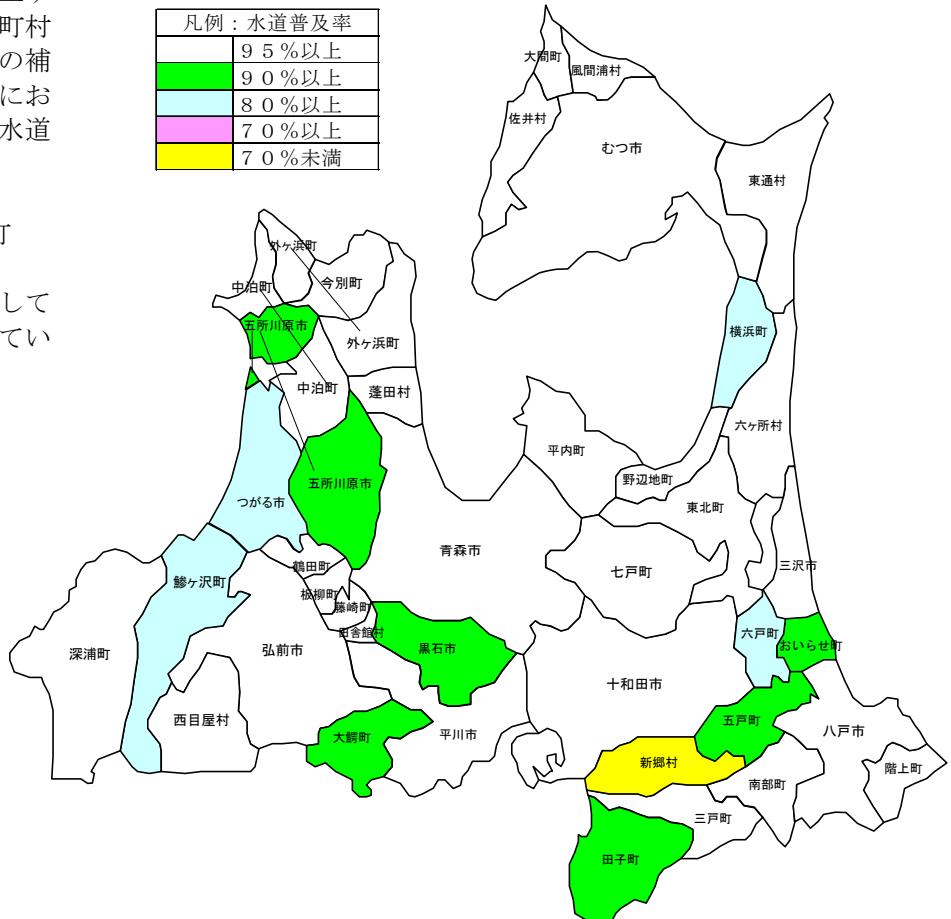
安全・安心で安定した水供給体制を確立するため、それぞれの水道事業者（各市町村等）が事業主体となって水道施設整備費の補助金・交付金を活用しながら、水道施設における耐震化事業、老朽管更新事業や簡易水道の統合事業等を実施しています。

- ・令和6年度 補助金3事業（1市）
  - ・令和6年度 交付金18事業（4市6町  
2企業団）

なお、青森県が独自に水道事業を運営していないため、県は水道整備事業を実施していません。

### ◆令和5年度市町村別水道普及図

凡例	水道普及率
	95%以上
	90%以上
	80%以上
	70%以上
	70%未満



### 3. 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っています。

## 水源水質の確保

様々な社会的要因による水源水質の汚染事故が増加する傾向にあるので、巡回監視体制の強化、水質検査の励行、汚染発生時もしくはその危険が予想される際の応急対策等について、水道事業者を指導しています。

## 簡易専用水道の管理指導

ビル等に設置されている「貯水槽水道」については従来から衛生的で安全な水道水の供給を図るための指導をしており、「簡易専用水道」については立ち入り検査等を強化し、適正な維持管理を指導しています。(県所管に限る。)

## 小規模水道の監視

水道法の適用を受けない小規模水道については利用者の健康を保護するため、昭和47年12月制定の「青森県小規模水道規制条例」に基づき、市町村と連携を図りながら適正な管理について指導を行っています。（県所管に限る。）

#### 4. 飲用井戸等の衛生対策

## 化学物質等による地下水汚染の拡大



## 一般飲用井戸等の汚染や 小規模貯水槽を有する施設の 不適切な管理等が 全国的な問題に

## 青森県飲用井戸等衛生対策要領

水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導しています。  
(市所管を除く。)

# 11. 市街地の整備と建築物に関する施策

担当:建築住宅課

## 1. 市街地の整備

### ■市街地再開発事業等

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした都市再開発法に基づき、事業者が行う市街地再開発事業計画の認定や補助金に関する業務を行っています。

(青森市)

中新町山手地区 第一種市街地再開発事業



青森市HPより

新町一丁目地区 優良建築物等整備事業



青森市HPより

(黒石市)

中町周辺地区 街なみ環境整備事業



(八戸市)

八日町地区 優良建築物等整備事業



### ■宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施することにより、業務の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図っています。

#### ◆宅地建物取引業の免許件数

(令和6年度実績)

新規	31
更新	70
計	101

#### ◆宅地建物取引業者地区別免許業者数

(令和7年3月31日現在)

地区別	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	上北郡	下北郡	計
業者別	東津軽郡	中津軽郡	三戸郡	南津軽郡	平川市	つがる市	西津軽郡	北津軽郡			
知事免許	196	108	168	22	50	131	675				
大臣免許	2	2	3			2	9				

#### ◆宅地建物取引士登録者数

(令和7年3月31日現在)

登録者数	4,754 (60)
------	------------

※( )内は令和6年度新規登録者数

### ■宅地開発の指導

都市計画法に定める一定の要件を備えた宅地開発が行われるよう、開発許可等を行っています。

(令和6年度実績)

開発許可	4件
------	----

## 2. 建築物に関する施策

### ■建築確認及び検査の実施

建築物が建築基準法等に定める基準に適合するよう、建築確認、中間検査及び完了検査をしています。

実施機関は、青森県、青森市、弘前市、八戸市及び指定確認検査機関（知事指定（株）建築住宅センター、（有）アーバン建築確認検査機関）及び国土交通大臣指定）です。

#### ◆確認済証及び検査済証交付数



※建築物・工作物・昇降機の合計値（計画変更は含まない）

### ■特殊建築物に対する施策

不特定多数の人が利用する建築物及び工作物における事故及び災害を防止するため、建築所有者等に対して適正な維持管理が行われているかについて専門の技術者による調査、点検を定期的に受け、報告書を提出するよう義務付けています。

（令和5年度実績）

青森県	408件	青森市	147件
弘前市	112件	八戸市	207件

### ■建築物、宅地に関する応急危険度判定

大地震直後の建築物及び宅地に関し、余震等に対して安全かどうかを判定する被災建築物応急危険度判定士等の養成とその実施体制の準備を行っています。

### ■住宅・建築物の耐震性向上に関する施策

平成12年以前に建築された、住宅及び大規模建築物に対する耐震改修事業等（耐震診断事業は住宅に限る）を実施する市町村に対し、補助を実施しています。

県内の木造住宅の耐震改修を促進するため、改修事例等を掲載した「青森県木造住宅耐震化マニュアル」等を作成し、耐震改修が必要な木造住宅や、改修の進め方、内容等について普及・啓発を行っております。

### ■ブロック塀の安全確保に関する施策

平成30年6月に起きた大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。大地震により倒壊したブロック塀は、人命を脅かすばかりか、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げる障害物となる可能性もあります。通学路や避難路等に面する危険なブロック塀等の所有者に、速やかな改善を促し安全対策を行ってもらえるよう、ブロック塀等の耐震改修（除却を含む）を行う市町村に対し、補助を実施しています。

### ■がけ地近接等危険住宅移転事業

危険ながけ（崩壊、地すべり等）に近接する旧来の住宅に関し、その建物の除却費及び移転建物建設費等の借入金に対し、助成を行っています。

### ■高齢者・障害者に配慮したまちづくり

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定建築物の建築主等に対し、指導助言を行うほか、支援措置の前提となる計画認定の事務を実施しています。

### ■建築士に関する事務

建築士事務所及び建築士に対する講習会や立入検査を行い、業務の適正と建築物の質の向上を図っています。

# 12. 住 宅

担当:建築住宅課

## 1. 県営住宅の管理と整備

住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できる県営住宅について、入退去事務等の管理を行っています。(平成18年度からは一部を除き指定管理者制度を導入)

また、県営住宅の居住性向上・福祉対応・安全性確保や長寿命化を図るために「青森県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建て替えや改善、維持修繕工事を行っています。

### ●小柳団地 建替事業（青森市）



### ●宮園第二団地 外壁等改修工事（弘前市）



改修前

改修後

### ●昭和団地 外壁等改修工事（むつ市）

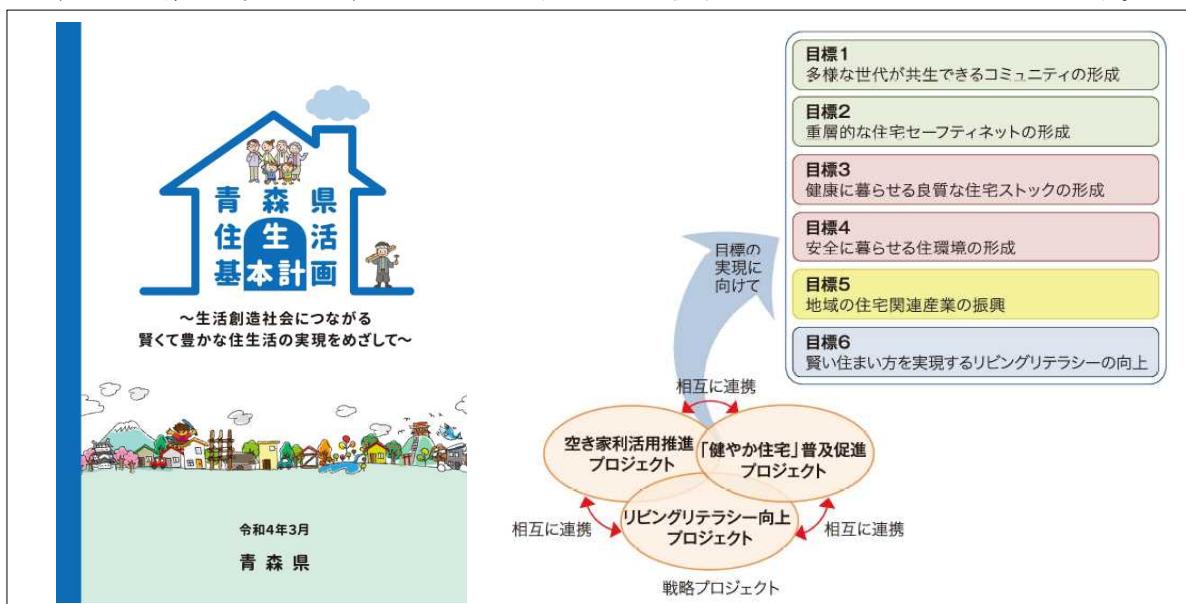


改修前

改修後

## 2. 住生活基本計画に関するこ

県は、住生活の安定の確保及び向上の促進に向けて、青森県住生活基本計画を令和4年3月に改定しました。青森県住生活基本計画では、「生活創造社会につながる賢くて豊かな住生活の実現をめざして」をテーマに、6つの目標を設定し、この目標の実現に向け、重点的に実施する3つの戦略プロジェクトを立ち上げています。



### ■戦略プロジェクト1～空き家利活用推進P～

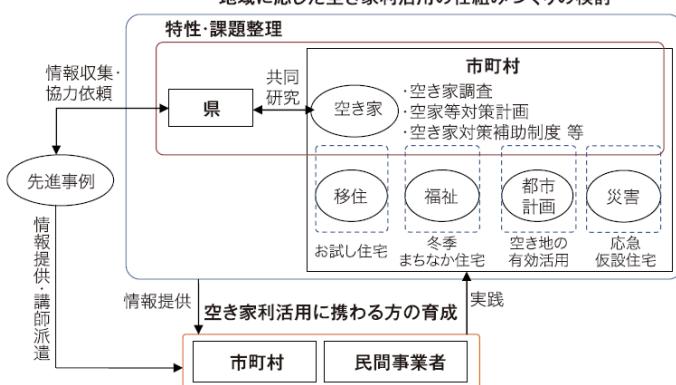
本県では、人口減少や高齢化等の進行に伴い空き家が増加しており、本県の住宅総数に対する使用目的がなく長期間居住者のいない「その他の住宅」、いわゆる空き家の割合は 7.7%と全国の 5.6%と比較して高い傾向にあります。

#### 【主な取組み】

##### 地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりの検討

市町村との協働により、地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりを検討し、空き家の課題が同様の市町村への普及促進を図ります。

##### 地域に応じた空き家利活用の仕組みづくりの検討



### ■戦略プロジェクト2～「健やか住宅」普及促進P～

令和3年の青森県内の交通事故死亡者数は29人（青

森県警公表）ですが、これに対して家庭内での事故による死亡者数は254人（出典：厚生労働省「令和3年人口動態調査」）と交通事故による死亡者数の約8倍になります。

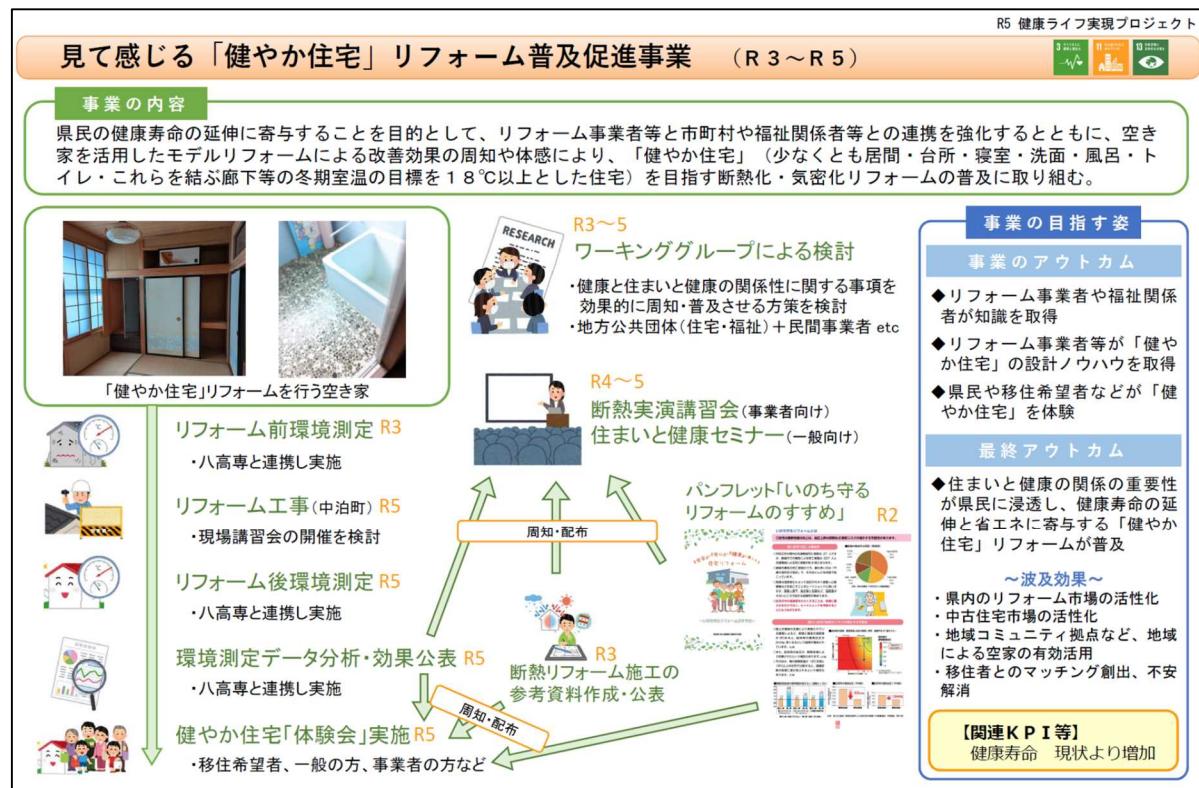
この家庭内での事故の死亡原因のうち、最も多いのは「不慮の溺死及び溺水」(35%)となっており、その中には浴室でのヒートショックが原因で亡くなられた方が含まれていると考えられます。ヒートショックは浴室のほか、住宅内の温度変化が大きいトイレや脱衣所、廊下等でも起こります。

これらを踏まえ、県民の健康寿命の延伸に寄与できるよう、住まいと健康の関係性について広く周知を図ります。

#### 【主な取組み】

- ①空き家を活用した「健やか住宅」リフォームの実践
- ②健康に住まうための断熱リフォームの普及啓発
- ③「住まいと健康」について賢く学ぶ講習会の実施

住まいと健康の関係性について、周知を行うとともに、少なくとも居間、台所、寝室、トイレ、風呂、脱衣所とそれらを結ぶ廊下等の冬期室温18°C以上を目指す「健やか住宅」リフォームの普及促進を行います。



## ■戦略プロジェクト3～リビングリテラシー向上P～

住まいや住まい方に関する基礎的な知識や判断能力（リビングリテラシー）の向上を図ることにより個々のライフスタイルに応じた住宅を賢く選択できる社会の実現を目指すこととしています。

### 【主な取組み】

#### ライフスタイルに応じて住生活を賢く選択できる住まい手の育成

防災や健康に関する知識等の「生きる力」を身につけることが必要な小学生や、親元から独立後の住生活において自らの判断が求められる中学・高校生を対象に、リビングリテラシーの向上を図るために、学校教育における住教育の支援を行っています。

#### 《主な支援1 副読本の作成》

家庭科等の授業用教材としての副読本を作成



## 《主な支援2 出前授業》

家庭科等の授業において、副読本を活用した出前授業を実施



## 3. サービス付き高齢者向け住宅に関するこ

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住まいのことです。

県では、サービス付き高齢者向け住宅を運営している登録事業者に対し、「住宅・設備」「サービス」「管理運営」が適確に実施されるよう指導・監督を行うとともに、登録住宅の情報を県民に広く提供しています。

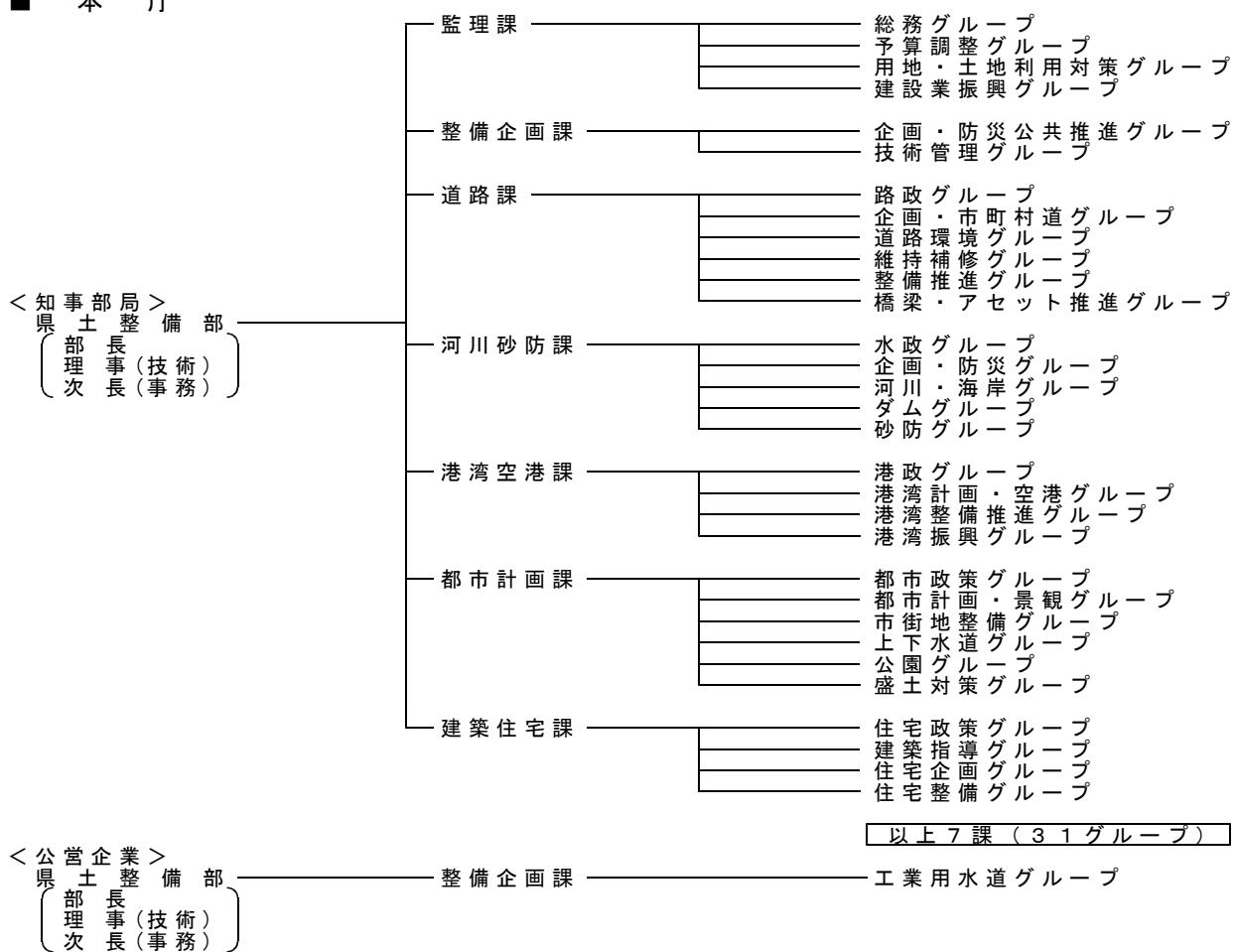
## 4. 住宅セーフティネット制度に関するこ

セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅として登録を受けた住宅であり、県では、この登録された住宅の情報を住宅確保要配慮者の方々に広く提供しています。

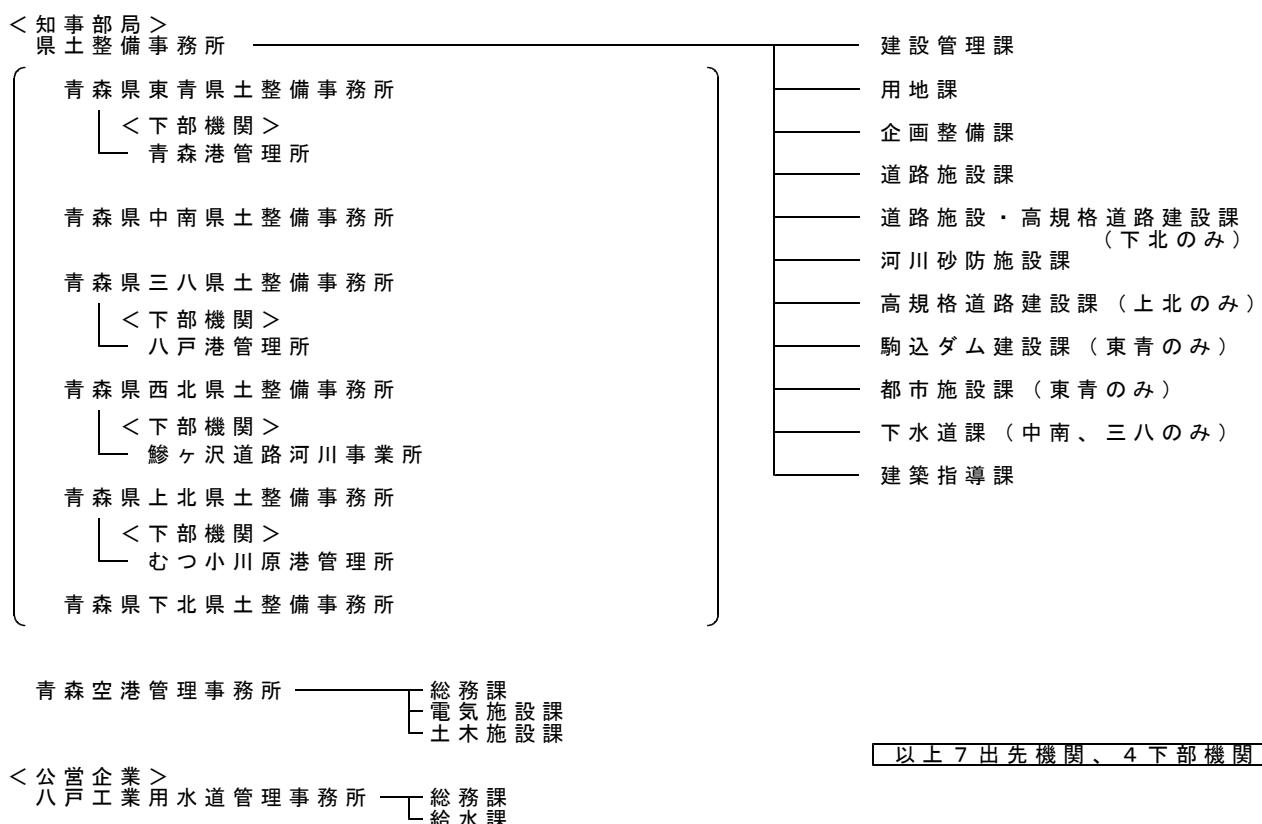
# 県土整備部の組織と予算

## 県土整備部の組織

### ■ 本 庁



### ■ 出 先



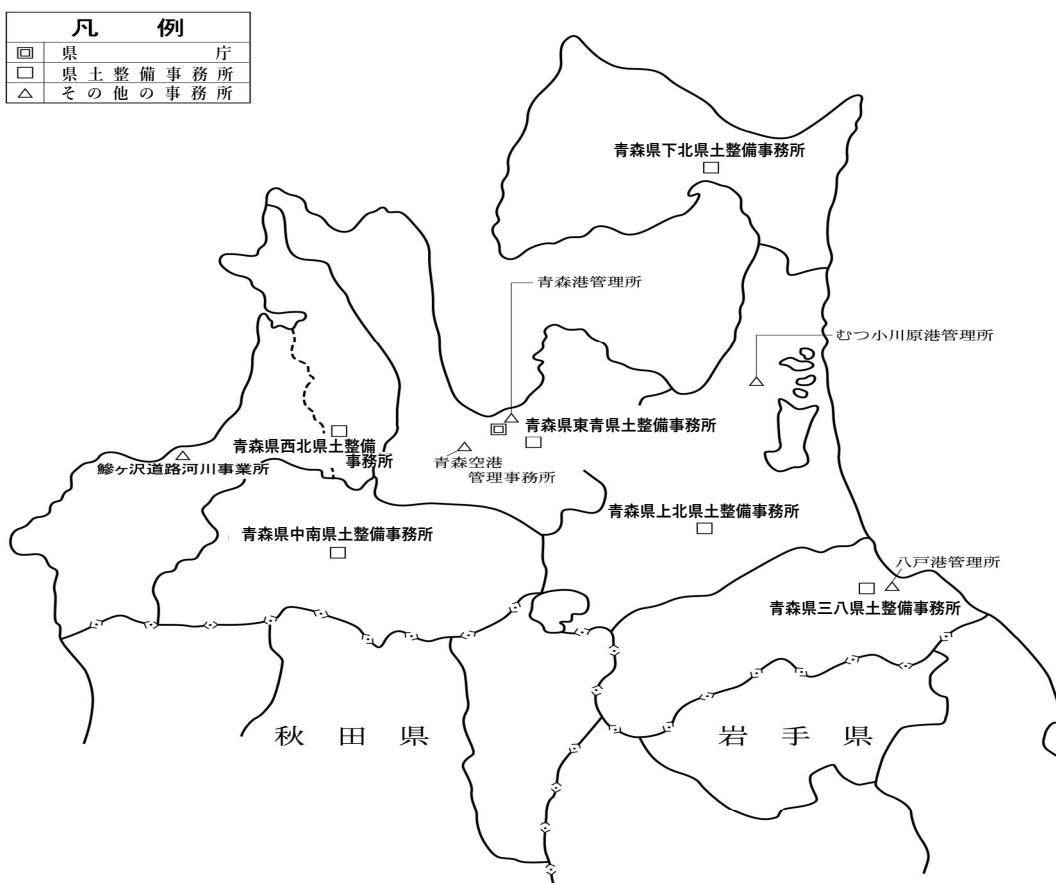
## ■本庁各課

監理課	TEL017-734-9635
整備企画課	TEL017-734-9643
道路課	TEL017-734-9648
河川砂防課	TEL017-734-9661
港湾空港課	TEL017-734-9673
都市計画課	TEL017-734-9679
建築住宅課	TEL017-734-9692

## ■出先機関

青森県東青国土整備事務所	TEL017-728-0200
青森港管理所	TEL017-734-4101
青森県中南国土整備事務所	TEL0172-32-0282
青森県三八国土整備事務所	TEL0178-27-5151
八戸港管理所	TEL0178-21-2280
青森県西北国土整備事務所	TEL0173-35-2105
鰺ヶ沢道路河川事業所	TEL0173-72-3135
青森県上北国土整備事務所	TEL0176-23-4311
むつ小川原港管理所	TEL0175-74-2344
青森県下北国土整備事務所	TEL0175-22-1231
青森空港管理事務所	TEL017-739-2121
八戸工業用水道管理事務所	TEL0178-28-1436

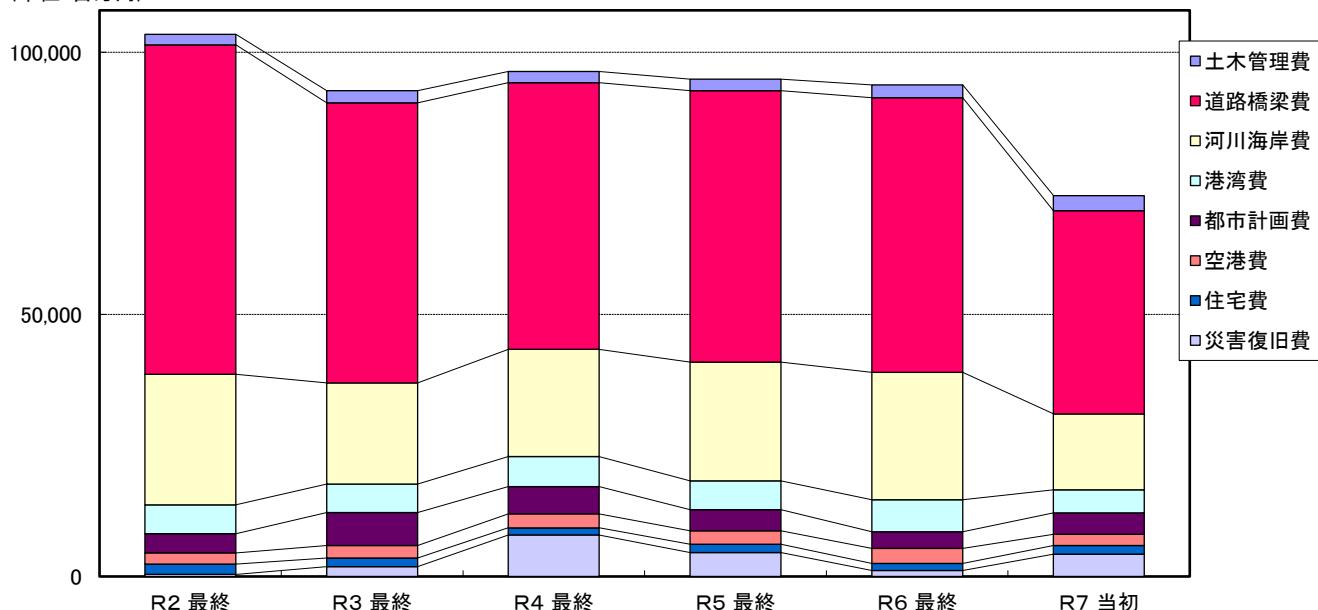
## ■出先機関管内図（知事部局）



## 県土整備部 一般会計予算の推移

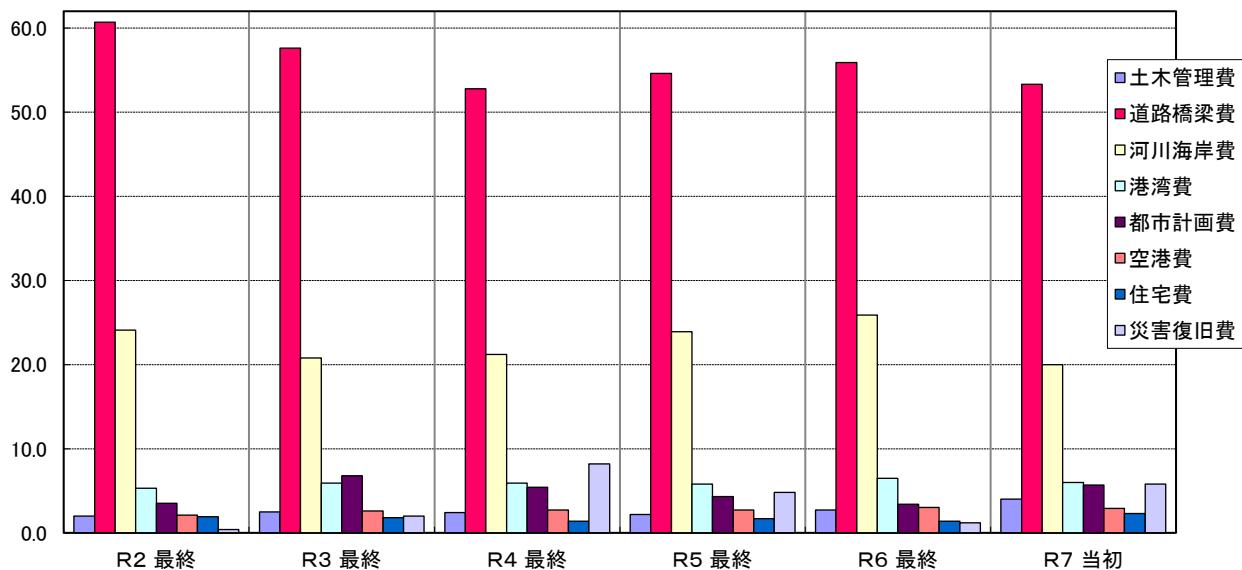
### ■一般会計の予算区分（項）の予算額

(単位:百万円)



### ■一般会計の予算区分（項）の構成比

(単位: %)

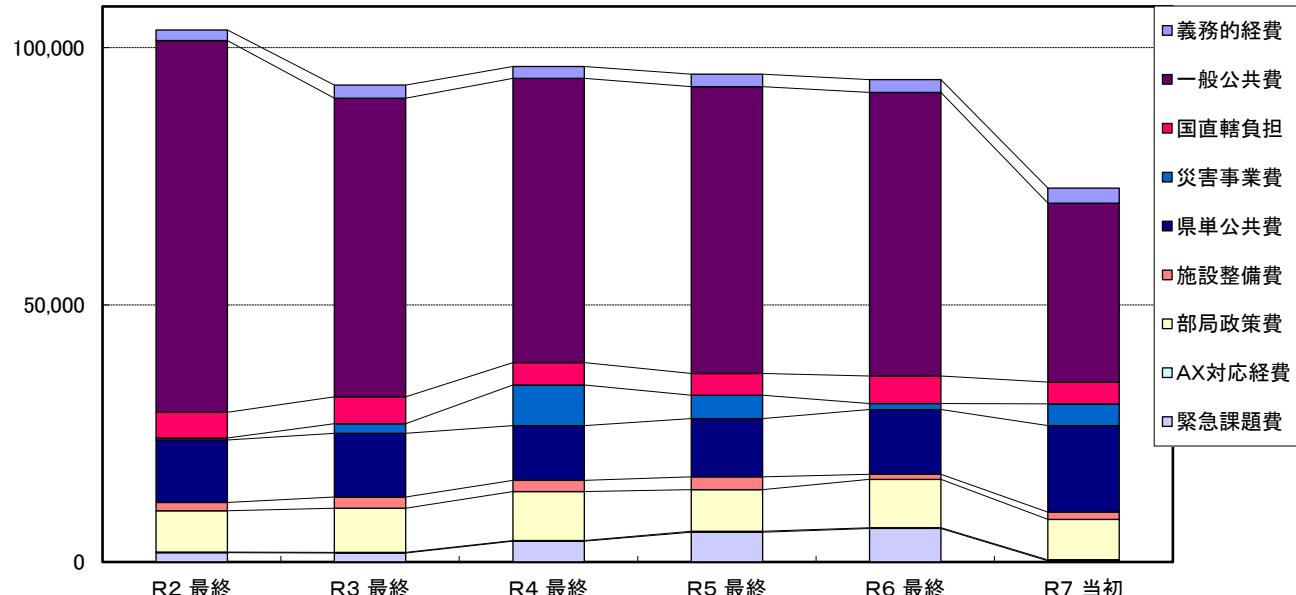


上段(単位:百万円)、下段(構成比:%)

款・項	R2 最終	R3 最終	R4 最終	R5 最終	R6 最終	R7 当初
一般会計	103,439 100.0	92,693 100.0	96,349 100.0	94,858 100.0	93,799 100.0	72,676 100.0
土木費	103,052 99.6	90,815 98.0	88,439 91.8	90,316 95.2	92,631 98.8	68,433 94.2
土木管理費	2,007 2.0	2,332 2.5	2,132 2.4	2,169 2.2	2,469 2.7	2,913 4.0
道路橋梁費	62,828 60.7	53,421 57.6	50,894 52.8	51,813 54.6	52,400 55.9	38,732 53.3
河川海岸費	24,929 24.1	19,317 20.8	20,452 21.2	22,642 23.9	24,282 25.9	14,529 20.0
港湾費	5,524 5.3	5,436 5.9	5,725 5.9	5,505 5.8	6,087 6.5	4,338 6.0
都市計画費	3,661 3.5	6,276 6.8	5,210 5.4	4,035 4.3	3,219 3.4	4,107 5.7
空港費	2,129 2.1	2,408 2.6	2,640 2.7	2,566 2.7	2,858 3.0	2,144 2.9
住宅費	1,974 1.9	1,625 1.8	1,386 1.4	1,586 1.7	1,316 1.4	1,670 2.3
災害復旧費	387 0.4	1,878 2.0	7,910 8.2	4,542 4.8	1,168 1.2	4,243 5.8

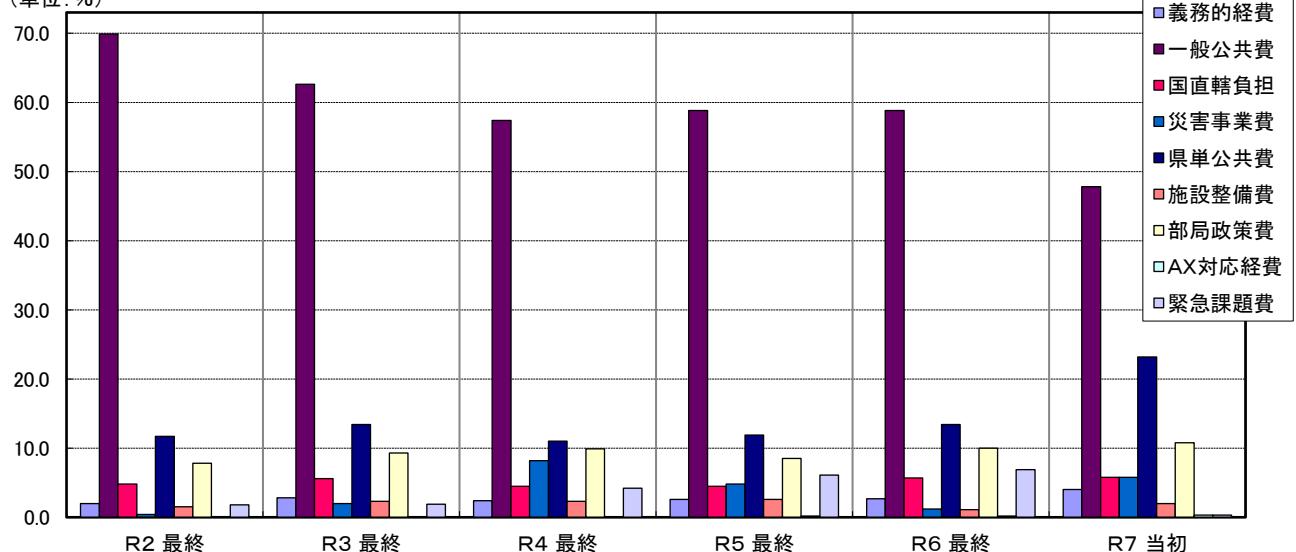
## ■一般会計の経費区分の予算額

(単位:百万円)



## ■一般会計の経費区分の構成比

(単位: %)



上段 (単位 : 百万円)、下段 (構成比 : %)

経費区分	R2 最終	R3 最終	R4 最終	R5 最終	R6 最終	R7 当初
一般会計 (県土整備部)	103,439 100.0	92,693 100.0	96,349 100.0	94,858 100.0	93,799 100.0	72,676 100.0
義務的経費	2,073 2.0	2,553 2.8	2,313 2.4	2,446 2.6	2,511 2.7	2,936 4.0
一般公共費	72,258 69.9	58,030 62.6	55,269 57.4	55,742 58.8	55,114 58.8	34,767 47.8
国直轄負担	5,002 4.8	5,192 5.6	4,353 4.5	4,266 4.5	5,354 5.7	4,201 5.8
災害事業費	388 0.4	1,877 2.0	7,910 8.2	4,541 4.8	1,168 1.2	4,243 5.8
県単公共費	12,126 11.7	12,415 13.4	10,614 11.0	11,299 11.9	12,594 13.4	16,839 23.2
施設整備費	1,603 1.5	2,179 2.3	2,210 2.3	2,516 2.6	984 1.1	1,404 2.0
部局政策費	8,066 7.8	8,592 9.3	9,502 9.9	8,082 8.5	9,405 10.0	7,868 10.8
AX対応経費	99 0.1	90 0.1	106 0.1	148 0.2	153 0.2	187 0.3
緊急課題費	1,824 1.8	1,765 1.9	4,072 4.2	5,818 6.1	6,516 6.9	231 0.3
県全体(一般会計)	685,427	814,162	828,756	804,290	714,633	702,200
県土整備部の割合	15.1%	11.4%	11.6%	11.8%	13.1%	10.4%

\*県単公共費は令和7年度から自然災害防止分を含む

\*AX対応経費（令和7年度新設）欄について、令和6年度まで重点枠事業費を記載